

第163回簿記検定試験施行要項

新南陽商工会議所

1. 当所での受験資格 学歴・年齢・性別・国籍に制限はありません。
2. 試験日 令和5年2月26日(日)
3. 試験開始時刻 3級 午前9時00分
2級 午後1時30分
4. 試験会場 新南陽商工会議所（周南市宮の前2-6-13）※予定

新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては試験会場の変更や中止の可能性もあります。

試験会場は受験票に記載されている会場で行いますので、受験票を必ず確認し、当日間違いないようお越しください。

また、変更や中止の際には当所ホームページでご案内いたしますので、適宜ご確認ください。

5. 受験料 3級 2,850円
2級 4,720円
6. 申込受付期間 <窓口>**1月10日(火)～1月30日(月)**
※窓口受付時間：平日(月～金) 9:00～17:00

<ネット・郵便(現金書留のみ)>
1月10日(火)10:00～1月25日(水)
※インターネット申込の方は1月27日(金)23:59までに受験料納付すること
※郵便申込(現金書留のみ)は締切日必着
7. 合格発表 2・3級 令和5年3月13日(月) 10:00
※当所ホームページと当所1階掲示板で発表します

《ネット試験のご案内》

日本商工会議所では、簿記検定試験2・3級について、年3回の統一試験日におけるペーパー試験に加えて、随時受験可能なネット試験を2020年12月から開始しております。

詳細は、日本商工会議所検定ホームページ(<https://www.kentei.ne.jp/>)をご覧ください。

「受験者への連絡・注意事項」

1. 本人確認

受験時に本人確認を行いますので、必ず身分証明書(氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できるもの<例>運転免許証、旅券(パスポート)、社員証、学生証などを携帯して下さい。

2. 試験内容、採点に関する質問

試験問題の内容および採点内容、採点基準・方法についてのご質問には、一切回答できません。

3. 問題・答案の公開、返却

問題・答案の公開、返却には一切応じられません。

4. 合格証書の再発行

合格証書の再発行はできません。

5. 受験料の返還

一度申し込まれた受験料の返還は認めません。

6. 試験日の延期・変更

一度申し込まれた試験日の延期・変更は認めません。

7. 試験会場への入場

試験会場には所定の申込手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。

また試験会場への来場は時間厳守です。※当日体調のすぐれない方は来場をお控えください。

8. 試験中の禁止事項

次に該当する受験者は失格とし、試験途中で受験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

- ・試験委員の指示に従わない者
- ・試験中に、助言を与える者
- ・試験問題等を複写する者
- ・問題用紙・答案用紙・計算用紙を持ち出す者
- ・受験機器を使用し、試験プログラム以外のアプリケーションソフトウェアを利用する者
- ・本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者
- ・他の受験者に対する迷惑行為を行う者
- ・暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者
- ・その他の不正行為を行う者

9. 試験中の飲食・喫煙

試験中の飲食・喫煙はできません。

10. 外部との通信が可能な機器の使用

試験中は、携帯電話や腕時計型情報端末等、外部との通信が可能な機器の使用を一切禁止します。

11. 試験後の禁止事項

試験問題を含め、試験に関して知りえた情報全般の複製、外部への開示、漏洩（ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）をはじめインターネット等への掲載を含む）を一切禁じます。試験後にこれらの行為を行ったことが発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取消、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

12. 不正行為が発覚した場合の措置

試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

13. 試験が中止された場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電、システム上の障害、その他不可抗力による事故等の発生により、やむをえず試験が中止された場合は、当該受験者に受験料の返還等対応いたします。ただし、中止にともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

14. 答案の採点ができなくなった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難、システム上の障害等により、答案が喪失、焼失、紛失し採点できなくなった場合は、当該受験者に受験料返還等対応いたします。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

15. 計算器具の使用

計算器具(そろばん、電卓。どちらかを1つ)を使用しても構いません。但し、電卓は計算機能(四則計算)のみのものに限ります。次の機能があるものは持ち込みできません。

・印刷(出力)機能 ・メロディー(音の出る)機能 ・辞書機能(文字入力を含む) ・プログラム機能(例:関数電卓等の多機能な電卓、売価計算・原価計算等の公式の記憶機能がある電卓)

※ただし、次のような機能は、プログラム機能に該当しないものとして、試験会場での使用を可とします。

・日数計算 ・時間計算 ・換算 ・積算 ・検算(音の出ないものに限る)